

事務連絡
令和2年5月12日

各都道府県児童福祉主管課 御中

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた児童扶養手当
における有期認定の取扱いについて

日頃より、児童扶養手当制度の適切な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

障害程度の認定が必要な児童扶養手当の有期認定の期間は、都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長（以下「都道府県等」という。）が定めており、当該有期認定の期間の終期の月末（以下「提出期限」という。）までに、障害の現状に関する医師の診断書又はこれに代わる障害基礎年金等に係る証明書（以下「診断書等」という。）を提出することとし、この提出がないときは、児童扶養手当の支払を差しとめることができることとしているところです。

他方で、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年4月16日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、「国民の生命を守るためには、感染者数を抑えること及び医療提供体制や社会機能を維持することが重要」であり、「外出自粛の要請等の接触機会の低減を組み合わせることで実施することにより、感染拡大の速度を可能な限り抑制することが・・・重要である。」とされているところであり、治療の観点からは急を要しない診断書の取得等のみを目的とした受診を回避する必要があります。この観点から、別添の4月22日付け年金局事業管理課長通知のとおり、障害基礎年金等に係る障害状態確認届（診断書）の提出期限が1年間延長されたところです。

このため、有期認定に係る診断書等の提出期限が令和2年2月末日から令和3年2月末日までの間に到来する受給資格者について、外出自粛や医療機関の状況等により診断書等の提出ができない場合には、提出期限をそれぞれ1年間延長することとし、また、提出期限の延長に伴う具体的な事務の取扱いは、下記によることといたしますので、各都道府県におかれましては、ご了知いただくとともに、管内市町村（特別区を含む。）に対し周知をお願いします。

記

1 有期認定に係る診断書等の提出期限の延長の具体的内容

① 対象者

有期認定に係る診断書等の提出期限が令和2年2月末日から令和3年2月末日までの間にある受給資格者

② 延長後の提出期限

現在の提出期限の1年後

③ 対象地域

全国

④ 周知方法等

各都道府県等は、提出期限が令和2年2月末日から令和3年2月末日までにある受給資格者に対し、当該有期認定の終期における再認定に係る診断書等についての提出期限前の通知の送付は行わず、これに代えて、有期認定に係る診断書等の提出期限が1年延長されたことを個別に案内すること。

2 令和2年2月末日以降に有期認定期間の終期が到来し、現在審査中又は今後審査を行う受給資格者への対応

① 診断書等を提出した受給資格者への対応

診断書等の提出期限が令和2年2月末日以降にある受給資格者のうち、既に診断書等の提出を受けている者については、当該診断書等を基に各都道府県等において審査を行い、審査の結果に応じて、以下の措置を講じる。

ア 障害程度に変更がない又は障害程度が重くなった場合は、継続して手当を支給すること。

イ 障害程度が政令別表に定める基準に該当しない場合、資格喪失の通知は行わず、障害程度に変更がないものとして、継続して手当を支給すること。

② 診断書等が未提出である受給資格者への対応

診断書等の提出期限が令和2年2月末日以降にある受給資格者のうち、診断書等が当該提出期限までに未提出である受給資格者に対しては、本事務連絡により診断書等の提出期限が延長されたこと等について個別に案内すること。

(照会先)

子ども家庭局家庭福祉課

母子家庭等自立支援室 扶養手当係

TEL:03-5253-1111(内線 4889)

E-mail:bosijiritsusien@mhlw.go.jp